

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、当面の間における失業認定日等については、以下のとおり取扱うこととなります。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが変更・延長される場合もあります。）

認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した認定日に来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告して認定の手続きを行っていただいております。

北海道においては、まん延防止等重点措置の実施期間中および解除後の初めての認定日までは郵送での認定が可能となります。

郵送については、所定の認定日の翌日から起算して**7日以内程度に管轄のハローワークに到着**するように送付をお願いいたします。

また、認定日変更の取扱も引き続き可能ですので、当初予定されていた認定日での認定を希望せず、認定日の変更を希望される場合は、次の認定日の前日までにハローワークへ来所のうえ手続きを行ってください。

なお、来所される際はマスクの着用等、十分な感染予防対策をお願いいたします。

詳しくは、**管轄のハローワークの雇用保険窓口**にお問い合わせください。

